平成２３年（フ）第５１号
茨城県神栖市大野原１丁目８番23号坂本荘１号
債務者　中村かおる
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５２号
茨城県神栖市神栖２丁目10番28号細野荘７号
債務者　塚本　信輝
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５５号
茨城県神栖市波崎9572番地128
債務者　伊藤　充代（旧姓篠塚）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０４号
千葉市中央区生実町961番地２　サンハウス生実209号
債務者　大宮　博之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５００号
千葉県船橋市高根台７―11―18―2002、住民票上の住所埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2006番地７
債務者　門馬　雅一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０３号
千葉市美浜区高洲２丁目２番11棟506号
債務者　戸田　章代
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０８号
千葉県市原市辰巳台西４丁目３番地　県営住宅10号
債務者　安田智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０９号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番14棟308号
債務者　三浦　伸幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４８号
千葉県市川市大和田４丁目７番18号
債務者　伊藤　恒男
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５４号
千葉市美浜区真砂２丁目20番14―105号
債務者　松本　将幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６７号
千葉県習志野市藤崎３丁目16番２号パナハイツ角栄101号
債務者　川島　修司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８７号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番１棟211号
債務者　佐々木法子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９４号
千葉市若葉区みつわ台５丁目６番17号　コーポみつわ201号
債務者　大塚　秀和
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２６号
千葉県船橋市咲が丘４丁目２番20号
債務者　山田　雅穂
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６１号
金沢市押野２丁目293番地１　西華荘102号室
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７７号
石川県かほく市長柄町ツ70番地１、住民票上の住所石川県かほく市中沼ヲ139番地
債務者　竹田　信夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７８号
石川県かほく市長柄町ツ70番地１
債務者　竹田　裕治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
石川県石川郡野々市町下林４丁目20番地、従前の住所金沢市窪４丁目482番地
債務者　清水裕美子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
金沢地方裁判所